

令和4年6月22日発信

北海道（経済部中小企業課）からの依頼について

北海道経済部中小企業課から、道内卸売市場開設者あてに「水産流通適正化制度の施行に伴う取組について」と題して、別添写しのとおり依頼文書を発出したとの情報提供がありました。

当協会におきましては、6月初旬に本制度の存在を掌握、制度の内容が複雑であり、特に、国産の「アワビ」及び「ナマコ」を取り扱う卸売事業者への影響が懸念されること、施行までの準備期間が短いこと等から、国（水産庁）及び北海道に対し、制度説明会の開催について交渉を行ってきたところです。

現在のところ、7月26日（火）に札幌での開催を目指し、鋭意、交渉を続けており（日程が整わない場合は変更となりますが）、詳細が固まり次第、皆さんにご案内をさせていただくこととしております。

なお、制度内容に関して、現時点で最もわかりやすいと思われる「水産流通適正化制度について」（重要部分抜粋）を添付いたしますので、参考としていただければ幸いです。

今後とも、当協会としては、この制度の施行へのソフトランディングに向け、関係官署との調整を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

※本資料は、卸売市場を取り巻く情勢の情報提供として、全会員の皆さんにお送りしています。



中企第554号
令和4年(2022年)6月17日

道内卸売市場開設者 様

北海道経済部地域経済局
中小企業課地域商業担当課長

水産流通適正化制度の施行に伴う取組について(依頼)
日頃より、道の卸売市場行政の推進にご協力いただき厚くお礼申し上げます。
今般、「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(以下「水産流通適正化法」という。)」の施行が、本年12月1日付けで予定されておりますことから、同法及び関係政省令に基づく「水産流通適正化制度」の概要について、次のとおり情報提供させていただきますとともに、取引事業者への周知等について、ご協力いただきますよう、よろしく申し上げます。
なお、卸売市場関係者向けの制度説明会につきましては、7月中の開催を検討しており、詳細が決まり次第ご案内させていただきますので、申し添えます。

記

1 水産流通適正化制度について

(1) 概要

国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれが大きい魚種(当面アワビ、ナマコ)の違法な流通を防止するため、①漁業者等による行政機関への届出、②採捕事業者による漁獲番号等の伝達、③取扱事業者間における情報の伝達、④取引記録の作成・保存、⑤取扱事業者の届出、⑥輸出時に国が発行する適法漁獲等証明書¹の添付の義務付け等をするもの。

(2) 関連資料

- ・水産流通適正化制度について(令和4年5月 水産庁)
- ・「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」に関するQ & A(案)(令和4年5月 水産庁)

法令関係資料等は、水産庁ホームページをご覧ください。
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/tekiseika.html>

(3) 届出方法

農林水産省共通申請サービス(eMAFF)を利用し、各自が行う。

2 依頼事項

(1) 取引事業者への周知

貴市場の卸売業者、仲卸売業者、買受人に対し、前記1(2)の関連資料を配付いただきますようお願いいたします。

(2) 各市場の電算システムの報告

制度運用に際し、各市場の電算システム(荷受・販売システム)の実情に関する基礎資料としたので、別紙回答票により、貴市場の電算システム(荷受け・販売システム)のソフトウェアベンダー(製造元)の会社名及び連絡先電話番号を電話、FAXまたはメールにて、6月21日(火)までに当課担当者あて報告をお願いします。

(3) その他

貴市場において漁業者や漁業協同組合からの水産物(アワビ、ナマコ)の持ち込み実態がなく、今後もその見込みがない場合につきましては、その旨当課担当者あて電話・メールでお知らせ下さい。

担 当：曾我、横山 電 話：011-204-5341 F A X：011-232-8127 メー ル：soga.akira@pref.hokkaido.lg.jp
--